

税金の話

固定資産税

Q&A

土地・家屋の課税でよくある質問を紹介します。

【土地】

問 私は、平成十八年十二月に自己所有地の売買契約を締結し、平成十九年三月には買主への所有権移転登記を済ませました。平成十九年度の固定資産税は誰に課税されますか。

答 平成十九年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税法は賦課期日（毎年一月一日）現在、登記簿に所有者として登記されている方に対し、その年度分の固定資産税を課税することになっています。

【家屋】

問 私は、平成十五年十月に住宅を新築しましたが、今年（平成十九年度分）から家屋の税金が急に高くなっています。なぜで

【答】

新築の住宅に対しては一定の要件にあたる住宅は、住宅床面積の二二〇平方メートルまでを限度として、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から三年度分（三階建以上の中高層耐火住宅については五年度分）に限り、固定資産税額が二分の一に減額されます。質問の場合、平成十六、十七、十八年度分については固定資産税額が減額されていましたが、平成十九年度からは軽減措置がなくなり、本来の税額となったためです。

固定資産税・都市計画税の

前納制度

固定資産税・都市計画税を、第一期分の納期限五月一日（火）までに、全期分まとめて納付すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。五月一日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなります。注意してください。納付書は、前納制度が利用できるように、全期と期別の二種類を送付しています。口座振替を利用されている方は、五月一日（火）に振り替えますので預金残高を確認してください。

問い合わせ先

税務課 ☎（４８）１１１１（内２

１８・２３１）

不動産登記・商業法人登記 オンライン申請システムを導入

名古屋法務局半田支局

不動産登記、
商業・法人登記の申請

名古屋法務局半田支局が管轄する土地・建物、商業・法人についての登記申請をインターネット経由で行うことができます。

従来どおり書面による登記申請もできます。

登記事項証明書などの送付請求

登記記載事項証明書、会社などの代表者の印鑑証明書の請求をインターネット経由で行えます。（請求した証明書は郵送します。）

オンラインによる送付請求の手数

料は登記事項証明書が一通につき七百円、印鑑証明書が一通につき五百円です。（手数料には普通郵便による送料が含まれます。）

登記識別情報の新設

不動産登記について、登記済権利証（を廃止し、「登記識別情報の通知」と「登記完了証」を交付します。今までに交付した登記済証（権利証）は、今後も書面とする登記申請の添付書類で必要ですので、大切に保管してください。

不動産番号の新設

名古屋法務局半田支局管轄の土地・建物には、各物件に地番、家屋番号とは別に「不動産番号」が付き、不動産番号は登記事項証明書や登記完了証などに表示します。

オンライン申請システム利用時間

月曜日～金曜日（国民の祝日・休日、十二月二十九日～一月三日の年末年始を除く）
午前八時半～午後八時

問い合わせ先

名古屋法務局半田支局

☎（２１）１０９５

ホームページアドレス

<http://shinsei.moj.go.jp/>